



# こんにちは おかや

財団法人 岡谷市国際交流協会(OIEA)  
 〒394-8510 岡谷市幸町8-1 岡谷市役所4階  
 TEL: (0266)24-3226 FAX: (0266)24-3229  
 E-mail: oiea@oiea.jp URL: [www.oiea.jp](http://www.oiea.jp)  
 2011年10月15日発行 秋号

このニュースレターは財団法人岡谷市国際交流協会が外国籍市民の皆様へ日本の文化をお伝えしながら、様々な生活に役立つ情報を提供しようと季節ごと年4回発行しております。ご意見、お問い合わせは上記へお寄せください。



## しんざいりゆうかんりせいど 新在留管理制度



### 2012年7月スタート

2012年7月に外国人登録制度(外国人登録証明書)が廃止され、在留管理のさらなる強化にむけて、新たな在留管理制度が実施されることになりました。新たな在留管理制度は、法務大臣が外国人の方の在留管理に必要な情報を継続的に把握するために導入される制度で、そのことによって適法に在留する外国人の方の利便性も更に向上するものです。具体的には、日本に中長期間にわたり適法に在留する外国人の方に在留カードが交付されることとなります。また、勤め先が変わるなどした場合、届出を行っていただくことが必要となります。一方、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入なども行われます。なお、新たな在留管理制度により外国人登録制度は廃止されることとなります。

新たな在留管理制度の対象になるのは、次のいずれにもあてはまらない外国人です。

- ① 「3カ月」以内の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①～③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

★観光目的等で日本に短期滞在する方は対象になりません。

### 日本の風物詩 ～知って楽しい日本の文化～



#### 敬老の日



9月第3日曜日  
 は敬老の日で、国民の祝日です。老人を敬い、

長寿を祝うとともに、今後の健康を祈ります。この日に地方自治体や地域の敬老会などが、自治体や地域の敬老会などが、演芸会をはじめ、様々な催しを開いたり、記念品を贈呈したりします。日本は、世界一の長寿国でもあります。日本は、世界一の長寿国でもあり、これからもさらに老人福祉の問題に対する理解を深めていくことは重要なことでしょう。

#### 紅葉

日本の多くの落葉樹は秋になると葉の色が紅や黄色に変わり、山々を美しい色に染めます。これを紅葉といいます。秋になると、たくさんの人が紅葉を見に山へ行きます。桜を見て

楽しむのを「お花見」というように、紅葉を見に行くことを「もみじ狩り」に行くといわれます。赤や黄色の葉が散ってしまうと日本は寒い冬を迎えます。



#### 温泉

日本にはたくさんの温泉があり、その多くは観光地となっています。日本人は温泉につかるのが好きです。いろいろな種類の鉱物質や天然ガスを含んでいます。人々はこれを理想的なくつろぎの手段だと考えます。休暇を取って温泉旅行に行き、ホテルや旅館、または民泊に滞在し、温泉を楽しみます。温泉は医学的にも効果が、あると認められました。病後の健康回復やリハビリテーションのためだけでなく、多くの慢性病の治療にも使われています。



# て つづ なが 手 続 き の 流 れ

## にゆうこく しんさ 入 国 の 審 査

りょけん じょうりくきよか しょういん ちゅうちようきざいりゅうしゃ かた ざいりゅう こうふ  
旅券に上陸許可の証印をするとともに、中長期在留者の方には在留カードを交付します。

## じゅうきよち へんこう とどけで 住 居 地 の ( 変 更 ) 届 出

じゅうきよち さだ にちいない じゅうきよち しゅくちようそん とど で くだ  
住居地を定めてから14日以内に、住居地を市区町村に届け出て下さい。  
その後、住居地を変更した場合も同様です。  
にゆうこくしんさ さい ざいりゅう こうふ かた じゅうきよち とどけで ごじつ ざいりゅう そうふ  
(入国審査の際に在留カードが交付されなかった方は、住居地の届出をすることにより、後日、在留カードが送付  
れます。)  
★しゅくちようそん まどぐち とどけで こ かなら ざいりゅう じさん くだ  
★市区町村の窓口へ届出にお越しになる際は、必ず在留カードを持参して下さい。  
(在留カードが後日交付される方は旅券を持参して下さい。)

## しめいなど へんこうとどけで 氏 名 等 の 変 更 届 出

しめい せいねんがっぴ せいべつ こくせき ちいき へんこう にちいない ちほうにゆうこくかんりかんしょ とどけ で くだ  
氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときは、14日以内に地方入国管理官署に届け出て下さい。

## しよぞくきかんなど かん とどけで 所 属 機 関 等 に 関 す る 届 出

ぎじゆつ など しゅうろうしかく げいじゆつ しゅうきよう ほうどう のぞ りゅうがく など まな しかく しよぞくきかん  
「技術」等の就労資格(「芸術」、「宗教」、「報道」を除く)や、「留学」等の学ぶ資格 ⇒ 所属機関の  
めいしよまた しよざいち へんこうなど しよう ばあい にちいない ちほうにゆうこくかんりかんしょ とど で くだ  
名称又は所在地の変更等が生じた場合には、14日以内に地方入国管理官署に届け出て下さい。  
かぞくたいざい とくていかつどう にほん はいぐうしゃなど はいぐうしゃ かか はいぐうしゃ りこんまた  
「家族滞在」、「特定活動」、「日本人の配偶者等」のうち、配偶者に係るもの ⇒ 配偶者と離婚又は  
しべつ ばあい にちいない ちほうにゆうこくかんりかんしょ とど で くだ  
死別した場合、14日以内に地方入国管理官署に届け出て下さい。

## ざいりゅう さいこうふ 在 留 カ ー ド の 再 交 付

ふんしつ とうなん おぞんなど ばあい ちほうにゆうこくかんりかんしょ さいこうふ しんせい くだ  
紛失、盗難、汚損等をした場合には、地方入国管理官署に再交付を申請して下さい。

## ざいりゅうしんさ 在 留 審 査

ざいりゅうきかんこうしんきよか ざいりゅうしかくへんこうきよかなど さい ちゅうちようきざいりゅうしゃ かた ざいりゅう こうふ  
在留期間更新許可、在留資格変更許可等の際、中長期在留者の方には在留カードを交付します。  
★えいじゅうしゃ ざいりゅう ゆうこうきかんこうしんてつづ ひつよう  
★永住者の方は、在留カードの有効期間更新手続きをする必要があります。





# 日本語教室のご案内

岡谷市国際交流協会では日本語を学びたい外国人の方のために無料で日本語教室を開催しています。どなたでも参加できますのでぜひ参加してみてください。  
申し込み⇒岡谷市国際交流協会 Tel: 0266-24-3226まで

水曜日 時間: 19:00~20:30 場所: イルフプラザ3階カルチャーセンター

日	10/17	10/24	11/7	11/14	11/21	11/28	12/5	12/12	12/19	12/26
場所	第1 けんしゅうしつ 研修室	第1 けんしゅうしつ 研修室	第2 かいぎしつ 会議室	第1 けんしゅうしつ 研修室	第1 けんしゅうしつ 研修室	第1 けんしゅうしつ 研修室	第1 けんしゅうしつ 研修室	第1 けんしゅうしつ 研修室	第1 けんしゅうしつ 研修室	第1 けんしゅうしつ 研修室

水曜日 時間: 9:30~11:00 場所: 岡谷市役所会議室

日	10/19	10/26	11/2	11/9	11/16	11/30	12/7	12/14	12/21	12/28
場所	401B	401B	401B	401B	401B	401B	401B	401B	401B	401B

## 子ども手当について

10月から来年3月までの子ども手当支給額が変わります。

月額15,000円

0~3歳未満と第3子以降(小学校修了前)

月額10,000円

3歳~小学校修了前までの第1・2子と中学生

支給要件の見直しに伴い、現在受給されている方も含めて10月以降に申請をしていただく必要があります。詳細は決まり次第お知らせします。

お問い合わせ⇒岡谷市役所子ども課 Tel: 0266-23-4811

